

## 商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則

### (目的)

第 1 条 この商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第 17 条及び第 88 条の規定に基づき、当社が徴収する手数料に関し、必要な事項を定める。

### (清算手数料)

第 2 条 清算参加者は、清算手数料を、当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する清算手数料(月額)は、別表に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、当社は、当社の利益が損なわれない措置が講じられる場合に限り、当社が別に定めるところにより、一定の期間において、別表に定める清算手数料率等の変更又は清算手数料の割戻しを行うことができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

### (固定手数料)

第 3 条 清算参加者は、固定手数料を、当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する固定手数料(月額)は、保有する商品取引清算資格の数にかかわらず 5 万円とする。

### (建玉の移管に係る手数料)

第 4 条 商品取引債務引受業に関する業務方法書第 66 条第 1 項の規定により建玉の移管が行われた場合には、当該建玉の移管を受ける清算参加者(非清算参加者である場合は、当該非清算参加者の指定清算参加者。)は、建玉の移管に係る建玉数量に 5 円を乗じた額を当社に納入しなければならない。

2 商品取引債務引受業に関する業務方法書第 66 条第 5 項の規定に基づき他社清算参加者が建玉の移管に係る当社の承認を得た場合(同条第 1 項の規定により建玉の移管が行われる場合を除く。)には、当該他社清算参加者は、当該建玉の移管に係る建玉数量に 5 円を乗じた額を当社に納入しなければならない。

### (大豆に係る検品手数料)

第 5 条 大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第 8 条第 1 項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第 9 条各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、次の各号に定める検品手数料を当社に納入しなければならない。

- (1) 分別大豆(大阪堂島商品取引所が定める分別大豆をいう。)にあつては、1受渡単位につき 1,500 円
- (2) 米国産大豆(大阪堂島商品取引所が定める米国産大豆をいう。)にあつては、1受渡単位につき 3,000 円

(小豆に係る検品手数料及び検量手数料)

第 6 条 大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第 17 条第 1 項の規定により当社が小豆に係る希望前検査を行った場合又は同取扱要領第 19 条第 1 項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第 21 条第 2 項各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、次の各号に定める検品手数料又は検量手数料を当社に納入しなければならない。

(1) 検品手数料

兵庫県又は大阪市内(以下「市内」という。)に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合 1 受渡単位につき 800 円

兵庫県又は大阪市以外(以下「市外」という。)に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合 1 受渡単位につき 900 円

(2) 検量手数料

市内に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合 1 受渡単位につき 800 円

市外に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合 1 受渡単位につき 900 円

(米穀に係る前検査手数料及び検品手数料)

第 7 条 大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第 46 条の規定により当社が米穀に係る希望前検査を行った場合又は同取扱要領第 48 条の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、希望前検査にあつては当該検査を申請した堂島農産物先物等清算参加者が、故障の申立てにあつては同取扱要領第 50 条第 2 項各号の規定に従い渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者が、品質の検査にあつては 1 受渡単位につき 1 万 3 千円、量目、包装、その他の検査にあつては 1 受渡単位につき 7 千円の前検査手数料又は検品手数料を当社に納入しなければならない。

(銘柄管理手数料)

第 8 条 指定市場開設者は、銘柄管理手数料を、当社に納入しなければならない

い。

- 2 指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料(月額)は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第1号及び第2号に掲げる取引について、月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象商品の数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額の合計額とする。

(新規商品取扱手数料)

第9条 指定市場開設者は、当該指定市場開設者からの要請による清算対象取引の追加その他の制度変更等のために当社が負担する一時費用相当額としての新規商品取扱手数料を、当社に納入しなければならない。ただし、当該制度変更等から1か年以内に同様の制度変更等が行われる場合における新規商品取扱手数料については、当社がその都度定める。

(手数料の納入時期等)

- 第10条 第2条から第8条までに規定する手数料の当社への納入の日は、毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、前月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。
- 2 前条に規定する新規商品取扱手数料の当社への納入の日は、当社がその都度定めるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

## 付 則

- 1 この規則は、令和2年7月27日から施行する。ただし、第8条第2項の規定は、同年8月1日から施行する
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この規則の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、債務の引受けの取扱いその他必要な事項について、当社がその都度定める。
- 3 令和2年7月分の固定手数料は、第3条第2項の規定にかかわらず、8,064円(令和2年7月における商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第1号及び第2号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料並びに証券取引等清算業務に関して定める業務方法書第3条第2項第6号の2及び第6号の3に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が10万円以下の場合には、0円)とする。
- 4 第3条第2項の規定は、令和2年8月分以降当分の間、別表に基づき算出さ

『商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則』

れる商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第1号及び第2号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料並びに証券取引等清算業務に係る手数料に関する規則別表に基づき算出される証券取引等清算業務に関して定める業務方法書第3条第2項第6号の2及び第6号の3に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が10万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。

- 5 第3条第2項に定める固定手数料は、証券取引等清算業務に係る手数料に関する規則第2条の2第2項第4号に定める固定手数料を納入する清算参加者においては0円とする。

## 別表

## 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第1号及び第2号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引 の区分		算出 の基準	清算手数料率
商品取引債務引受業 に関する業務方法書 第2条第1号に掲げる 現物先物取引	バージガソリン 先物取引、バー ジ灯油先物取 引、バージ軽油 先物取引、中京 ローリーガソリ ン先物取引、中 京ローリー灯油 先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受け た債務(注2)について、1 取引単位につき  9円 (注3)
		受渡決済数量	当該月における各限月取 引の納会日までの間に買 戻しが行われなかった売 建玉及び転売が行われな かった買建玉に係る受渡 決済数量の合計の数量に ついて、1取引単位につき  145円
商品取引債務引受業 に関する業務方法書 第2条第2号に掲げる 現金決済先物取引	東エリア・ベー スロード電力先 物取引、西エリ ア・ベースロー ド電力先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受け た債務(注2)について、1 取引単位につき  73円 (注3)
		最終決済に係 る数量	当該月における最終決済 に係る数量について、1取 引単位につき  219円

『商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則』

東エリア・日中 ロード電力先物 取引、西エリ ア・日中ロード 電力先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受け た債務(注2)について、1 取引単位につき  24円 (注3)
	最終決済に係 る数量	当該月における最終決済 に係る数量について、1取 引単位につき  72円
プラッツドバイ 原油先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受け た債務(注2)について、1 取引単位につき  9円 (注3)
	最終決済に係 る数量	当該月における最終決済 に係る数量について、1取 引単位につき  83円
バージガソリン スワップ先物取 引、プラッツバ ージ灯油スワッ プ先物取引、プ ラッツバージ軽 油スワップ先物 取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受け た債務(注2)について、1 取引単位につき  9円 (注3)
	最終決済に係 る数量	当該月における最終決済 に係る数量について、1取 引単位につき  68円

『商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則』

		<p>※ 最終決済に変えて希望受渡しを行う場合、売建玉及び買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1 受渡単位につき</p> <p>145 円</p>
	取引数量	<p>当社が当該月に引き受けた債務(注 2)について、1 取引単位につき</p> <p>9 円 (注 3)</p>
ローリーガソリンスワップ先物取引、プラットフォームローリー灯油スワップ先物取引、プラットフォームローリー軽油スワップ先物取引	最終決済に係る数量	<p>当社が当該月に引き受けた債務(注 2)について、1 取引単位につき</p> <p>29 円</p> <p>※ 最終決済に変えて希望受渡しを行う場合には、売建玉及び買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1 受渡単位につき</p> <p>145 円</p>
商品取引債務引受業に関する業務方法書第 3 条第 3 号及び第 4 号に掲げる商品市場の上場商品	取引数量	<p>当社が当該月に引き受けた債務(注 2)について、1 取引単位につき</p> <p>9 円 (注 3)</p>

『商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則』

	に係る取引 (注 1)	受渡決済数量	当該月における各限月取引の納会日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1 取引単位につき  101 円
--	----------------	--------	--

(注 1) 用語の意義は指定市場開設者が定めるところによる。

(注 2) 指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者である清算参加者(当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)においては商品取引債務引受業に関する業務方法書第 52 条の規定により消滅した債務を除き、清算執行取引参加者である清算参加者(当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)においては同条の規定により新たに負担した債務を含む。

(注 3) 総取引数量は、各月の 1 日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に終了する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの総取引数量とする。